

幼児教育の無償化について

入園料・保育料
月額2万8,000円まで無償
＊給食費や通園費等は負担となります

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

（算定のイメージ）

入園料 ※1	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万8,000円	2,000円

※ 入園料は入園初年度に限り無償化の対象。
入園料を年間在籍月数で割った額を月額とし無償化の対象。
例）4月入園 入園料12万円の場合
12万円÷12月＝1万円 が無償化の対象

預かり保育
月額1万2,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（490円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,900円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,800円	9,800円	200円

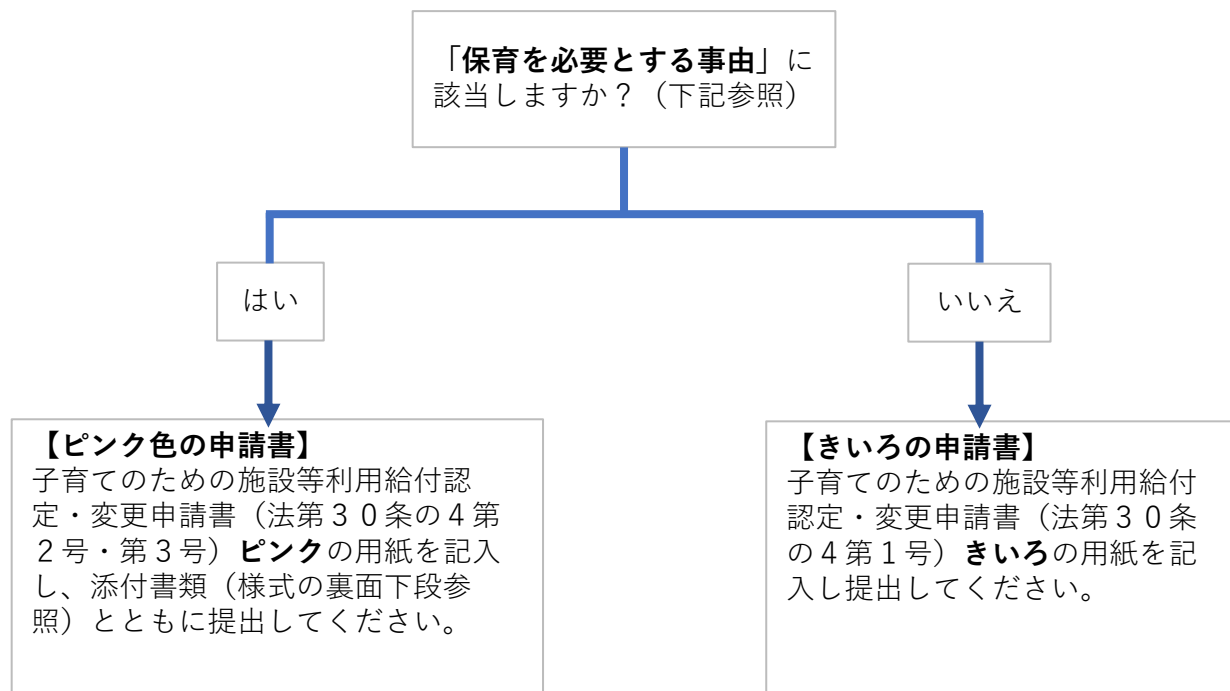
※ 利用する幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合は、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象。

※ 預かり保育の無償化には、保護者いずれもが保育を必要とする事由を満たしている必要があります。裏面の保育を必要とする事由をご確認ください。

無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。
認定申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに幼稚園の指定する期日までに、幼稚園にご提出ください。

令和8年度 3歳以上の児童（令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれで本入園する児童）

無償化のための手続きについて



保育を必要とする事由（4月1日または本入園日時点） （保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です）

- 就労・雇用（パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む）
 - * 原則として金銭収入が発生する就労
 - * 月64時間以上（休憩時間含む）の勤務
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害等
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む・認定期間3か月間）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- その他、上記に類する状態として市が認める場合